

(平成20年10月20日付け統計委員会報告)

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」  
に関する中間報告**

平成20年10月

## 目 次

はじめに.....	1
第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針.....	3
1. 公的統計が果たすべき役割.....	3
2. 公的統計の現状・課題.....	4
3. 施策展開に当たっての基本的な視点.....	4
(1) 統計の体系的整備.....	5
(2) 経済・社会の環境変化への対応.....	5
(3) 統計データの有効活用の推進.....	6
(4) 効率的な統計作成及び統計リソースの確保・有効活用.....	6
第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策.....	8
1. 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備.....	8
(1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方.....	8
(2) 基幹統計の整備に関する方向性.....	9
(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性.....	10
2. 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項.....	11
(1) 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化.....	11
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用.....	12
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備.....	13
(4) 医療費に関する統計の国際比較性の向上.....	13
(5) 財政統計の整備.....	14
(6) スtock統計の整備.....	15
(7) 統計基準の設定.....	15
3. 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項.....	16
(1) サービス活動に係る統計の整備・充実.....	16
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実.....	17
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備・充実.....	17
(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備・充実.....	18
(5) 新たな分野の統計の整備.....	19
(6) グローバル化の進展に対応した統計の整備.....	20
(7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備.....	20
第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項.....	22
1. 効率的な統計作成.....	22
(1) 行政記録情報の活用.....	22
(2) 民間事業者の活用.....	23

2.	統計リソースの確保・有効活用 .....	24
(1)	統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用 .....	24
(2)	実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携 .....	26
(3)	統計職員等の人材の育成・確保 .....	29
3.	経済・社会の環境変化への対応 .....	29
(1)	統計ニーズの継続的な把握・活用 .....	29
(2)	統計の評価を通じた見直し・効率化 .....	30
(3)	統計に対する国民の理解の促進 .....	30
4.	統計データの有効活用の推進 .....	31
(1)	オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供 .....	31
(2)	統計データ・アーカイブの整備 .....	32
5.	その他 .....	33
(1)	政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進 .....	33
(2)	研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化 .....	34
(3)	統計の中立性 .....	34
第4	基本計画の推進・評価等 .....	36
1.	基本計画の進捗管理・評価等 .....	36
2.	的確な情報提供と国民の理解・協力の推進 .....	36

## はじめに

平成 19 年 5 月、制定から 60 年を経て統計法が全部改正された。

旧統計法は、第二次大戦後いち早く制定され、これまで統計行政の法的基盤として、政府の政策決定に必要な統計を提供することを通じ、わが国の経済発展等を支えてきた。しかし、今日、わが国において、国の行政機関、地方公共団体等の公的な機関が作成する統計（以下「公的統計」という。）は、さまざまな問題に直面している。主なものを指摘すれば、まず、第三次産業の拡大等による産業構造の変化に対しては、分散型統計機構の下では、府省の枠を越えて拡大するサービス業の動向を必ずしも十分に把握できていなかった。また、国民の個人情報保護意識の高まり等に伴う調査環境の悪化に対しても、調査手法の多様化などが試みられてはいるものの、十分有効な対応が図れているとはいえない。さらには、情報処理技術が発達する中で、調査票情報の二次利用ニーズの高まりなど、統計利用の多様化への対応が求められている。加えて、国際的に見て、近年、わが国統計が立ち遅れてきているとの指摘もある。これらの諸課題を解決するには、旧統計法の枠組みを前提とした取組では限界があることが次第に明らかとなってきた。

こうした状況を受け、平成 16 年 6 月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」に「既存の統計の抜本的見直しと統計制度の充実」が盛り込まれたことを契機に、統計制度改革の気運が高まり、内閣府の「経済社会統計整備推進委員会」、「統計制度改革検討委員会」や総務省の「統計法制度に関する研究会」において、統計法制度を抜本的に改革するための検討が行われた。こうして積み重ねられた検討成果が、統計法の全部改正として実現したのである。

新統計法においては、「公的統計は行政機関にとどまらず国民の合理的な意思決定や研究活動等を支える重要な情報である」との基本認識に立ち、法の直接の目的を「公的統計の体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保」として示した。また、統計の体系的整備、中立性・信頼性の確保、国民の容易な入手や効果的な利用を可能とする提供、秘密保護といった「基本理念」を明らかにするとともに、旧統計法が公的統計の作成面の規律にとどまっていた点を改め、利用面からの規律・仕組みに関する規定を新設した。さらに、統計整備の「司令塔」機能を強化し、統計全体を見渡して計画的に整備を進める観点から、その中核をなす組織として、内閣府に統計委員会が設置された。

もちろん公的統計を取り巻くさまざまな課題が法改正によって、ただちに解決されるわけではない。課題克服のためには、法の目的や基本理念を具体化し、政府部内のすべての関係機関でこれを共有しつつ、継続的に取り組んでいくことが重要である。公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。)は、このような観点から、おおむね 10 年後までを見通した公的統計の目指すべき姿を視野に入れつつ、今後 5 年間程度の期間における公的統計の整備に関する基本的な考え方、取り組むべき方向性や必要な措置等について具体的に示すことにより、その推進を図ることを目的として、新統計法の規定に基づき閣議決定されるものである。

統計委員会は、本年 1 月の総務大臣からの基本計画案に関する諮問を受け、基本計画部会の下に 4 つのワーキンググループを設置し、専門的検討を行った。現在、本年 8 月に各ワーキンググループから提出された報告書を踏まえ、年内に答申をとりまとめるべく、更なる議論を行っているところである。本委員会では、検討の途上で広く関係方面に意見を求めることが適切と考え、これまでの審議を通じておおむね委員会としての共通認識となった内容を中間的に取りまとめ、中間報告として示すこととした。この中間報告が一つのきっかけとなって、公的統計に関する議論が広く展開されることを強く期待するものである。

## 第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

### 1. 公的統計が果たすべき役割

新統計法はその第一条において、公的統計を「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と位置づけている。国民にとっての重要な情報基盤とは何かを考えると、第一に、企業や個人にとっては、中長期の事業計画や生活設計、当面の資金調達や投資、消費・貯蓄といった経済行動や社会への関わりのなかで、合理的な意思決定を支える重要な指標である。第二に、政策運営を通じた国民との関わりという面からは、基本的な政策判断の基礎資料として活用され、国民生活の向上や国民経済の健全な発展に寄与することはもとより、近年では、個別の行政施策の企画立案や政策効果についての事前・事後の評価の場面においても、その合理性・客観性を担保するための基礎情報としての役割が重要となっている。第三に、学術研究においても、マクロ・ミクロ両面から様々な分析に活用されることで真理の探究を支え、社会を一層豊かなものにすることに貢献するものである。第四に、客観性に優れ、かつ、相互の比較が容易という特性によって、国際社会における相互理解や経済・社会の各分野の開発の促進等の観点からも公的統計は不可欠なものとなっている。

わが国の公的統計は、いわゆる分散型統計機構の下で各府省においてそれぞれの所掌に応じて整備され、個別行政目的への機動的な対応や専門知識の蓄積にメリットを有するといわれている。しかしながら、新統計法の下での公的統計の位置づけに照らせば、今後、公的統計を整備するにあたっては、個別の行政目的に利用されることのみを前提とするのではなく、社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として整備していくことを念頭に置かなければならない。

また、統計整備に際しては、政府の努力のみならず、国民の理解と協力が不可欠である点を忘れてはならない。多くの統計は統計調査を通じて作成されており、この統計調査に対する国民の協力なしには、信頼できる統計の作成は望めない。なにより、公的統計は、国民生活の向上や国民経済の健全な発展に寄与することを究極的な目的とするものであり、こうした公的統計の役割について、政府は、自らが十分認識するとともに、国民に対しても、理解が十分に得られるよう、働き掛ける必要がある。

## 2. 公的統計の現状・課題

現在、公的統計は様々な課題に直面しているが、特に、重要なものとして、以下の点が挙げられる。

第一に、行政において「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making) への要請が高まっている点が挙げられる。重要政策の立案が統計をはじめとした客観的な証拠に基づいて合理的に行われる必要があることは今も昔も変わらないが、近年国際社会において注目されているこの考え方は、わが国においても着実に定着しつつあり、より質の高い統計を適時に提供することや、調査事項の見直し等が求められるなど、今後、公的統計に対する要求水準が質・量ともに高まるものと見込まれる。そうした要請に、公的統計は適切に応えていかなければならない使命を負っている。

第二に、様々な経済・社会環境の変化に伴い、公的統計の作成・提供のニーズも変化し、また多様化している点である。経済活動のグローバル化、産業構造の変化、少子高齢化の進展等に伴い、これまでの統計が必ずしも十分に対象としてこなかった分野の統計も求められるようになってきている。

第三に、調査環境の悪化が挙げられる。SOHO (Small Office/Home Office) 等外観からは把握が困難な事業所の増加や、企業の情報管理意識・個人の情報保護意識の高まり等にもない、統計調査への協力が得られにくくなっており、統計調査の精度を維持するためには様々な工夫が必要となってきた。

第四に、情報通信技術の発展にともなう統計利用ニーズの多様化があげられる。既製の集計表ではとらえることのできない情報を調査票情報から得て独自の研究・分析を行いたいという研究者等のニーズが高まっている。

第五に、公的統計の作成・提供のための予算、人員（以下、「統計リソース」という。）の減少がある。度重なる行財政改革により、各府省の統計リソースは大幅に縮小している。公的統計が一定の精度を確保し、その役割を果たすためには、必要な統計リソースの確保及び有効活用が重要となっている。

## 3. 施策展開に当たっての基本的な視点

このように様々な課題に直面する厳しい状況下にあつて、国民にとっての重要な情報基盤という新たな位置付けを与えられた公的統計が、その使命を十分に果たしていくことは容易なことではない。今後、関係行

政機関等が一致団結し、様々な施策を展開することが必要となることは論をまたない。その際、国民にとっての有用性をいかに確保するか、すなわち、ニーズに応じた統計を如何に的確に整備していくかということをも基本的な視点とし、これを関係者が共通して認識することが肝要である。どれほど精緻な統計を迅速に作成しても、それが利用されなければ無価値である。その意味で、この有用性の確保こそが、新たな枠組みの下での統計整備の重要な目標といえる。

統計の有用性向上を図る上で特に重要な点として、①基幹統計を中心として、統計相互の整合性や国際比較可能性を高めるなど、統計を体系的に整備すること、②経済・社会の環境変化に伴う社会的・政策的ニーズの変化に的確に対応すること、③調査票情報の高度利用を促進することにより、既製の集計表のみでは得られない多様な情報を利用可能とすることの三点が挙げられる。また、同時に、これらの達成を図る際には、厳しい行財政事情や調査環境の悪化等の状況を踏まえ、精度を確保しつつ効率的に統計を作成すること、必要な統計リソースを確保し、それを有効活用することに留意する必要がある。

### (1) 統計の体系的整備

経済・社会を様々な観点から捉えるには、多様な統計を有機的に活用する必要がある。そうした意味から、各統計の統計全体の中での位置づけや、相互の連携を意識しながら、公的統計を体系的に整備していくことは、統計の有用性を確保する上で、きわめて重要である。

こうした観点からは、まず「基幹統計」を統計体系の根幹をなすものとして整備することが必要である。その上で、加工統計も含めた統計間の連携や、統計に共通の基盤を提供する各種統計基準の設定等を通じ、統計相互の整合性確保を図ることが必要となる。こうした対応により、統計の利便性・有効性の向上に加え、統計相互の比較検証などを通じた関係統計の精度向上も期待できる。

また、国際社会における責任を果たすため、あるいはわが国の姿を諸外国との相対的な比較の下に確認するといった目的からは、各種国際基準を十分に踏まえ、国際比較の可能性を向上させることも必要である。

### (2) 経済・社会の環境変化への対応

統計の有用性を高める第二の視点は、経済・社会の環境変化への対応である。経済環境や社会環境の変化にともない、社会的・政策的ニーズもまた変化する以上、有用性の高い統計であり続けるためには、こうし

たニーズの変化を的確に把握し、それに対応して統計のあり方を見直さなければならない。一方、厳しい予算、人員面の制約の下にあることを考慮すれば、新たなニーズに応じていくということは、必然的にニーズの縮小した分野における既存統計を見直すこととならざるを得ない。このため、必要性や効率性の観点から、既存統計を客観的に評価し、見直し等を行っていくことも同時に必要となる。

### (3) 統計データの有効活用の推進

第三の視点は、利用できる情報量を増加させることを通じて有用性を高めることである。

統計調査等によって収集された調査票情報は、これまで原則として作成者が予め定めた統計表の形に集計し、公表することで利用に供されてきた。しかし、統計に対するニーズが多様化・高度化する中で、こうした利用形態だけでは、利用者のニーズに必ずしも十分に答えられなくなっている。このため、新統計法において新たに制度化された、ユーザーの要望に応じた様式により集計表を作成するオーダーメイド集計や、調査票情報を基に個別の調査客体の識別ができないように加工した匿名データの提供によって、統計データをより有効活用することが各方面から強く求められている。また、匿名データ等有用なデータを蓄積し、学術研究等の目的での匿名データ等の利用の便を図るための基盤として、統計データ・アーカイブを整備することも必要である。

### (4) 効率的な統計作成及び統計リソースの確保・有効活用

上記のような統計の有用性向上を図る際には、まず、公的統計が国民の負担によって作成されるものである以上、公的統計は可能な限り効率的に作成されなければならないということに留意する必要がある。

そのためには、まず第一に、統計作成における行政記録情報の活用について、より積極的に検討する必要がある。行政記録情報の活用については、企業の情報管理意識・個人の情報保護意識の高まり等により統計調査の環境が悪化し、統計調査の費用対効果が相対的に低下している中で、母集団情報の整備や統計調査のデータ補完等を通じた統計精度の維持・向上や、報告者負担及び行政コストの削減等にもつながることが期待されている。また、統計調査の効率的な実施を図る観点から、民間事業者がノウハウを持つ業務分野で、その積極的な活用等を図るとともに、適正かつ効果的な活用のための環境整備を行うことについても検討の必要がある。

留意点の第二は、政府が社会の情報基盤としてふさわしい統計を責任を持って提供するためには、統計リソースの確保、有効活用の推進が必要なことである。昨今の行財政改革の流れを受けて、統計作成部局の予算、人員はともに大幅な削減を余儀なくされている。これに加え、人員については、各府省における全体の人事運用との関係の中で、中核的な職員の確保・育成が困難となってきた。仮に、こうした状況が今後も継続した場合、統計に関する国際的な要請や新たなニーズへの対応が一層困難となるばかりではなく、統計の公表遅延や品質の低下といった問題が生じることも懸念される。

また、統計の整備・提供に当たっては、実査体制（統計専任職員等）の機能維持や、国と地方公共団体が協働して取り組んでいくことがきわめて重要である点も忘れてはならない。

## 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

第2では、第1の「3. 施策展開に当たっての基本的な視点」に掲げられた事項のうち、「統計の体系的整備」、「経済・社会の環境変化への対応」について、総合的かつ計画的に講じていくべき、より具体的な施策を提示する。本文において、現状・課題や取組の方向性等を記述し、より具体的な措置・方策については、別表の形で整理し、担当府省や実施時期等の明確化を図ることとする。（本文及び別表の切り分けについて、第3及び第4も同様。）

内容としては、まず、「統計の体系的整備」については、統計体系の根幹を成す基幹統計の整備に関して、指定に関する基本的考え方や方向性を明らかにして、整備すべき具体的な基幹統計を掲げている。また、統計相互の整合性及び国際比較性の確保・向上に関して取り組むべきものとして、①国民経済計算の整備と一次統計との連携強化、②ビジネスレジスターの構築・利活用、③福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備、④医療費に関する統計の国際比較性の向上、⑤財政統計やストック統計の整備、⑥統計基準の設定について言及する。

次に、「経済・社会の環境変化への対応」については、①GDPの7割を占めるに至ったサービス業の活動に係る統計の整備・充実、②少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実、③暮らし方の変化等に対応した統計の整備・充実、④教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備・充実、⑤新たな分野（環境や観光）の統計の整備、⑥グローバル化の進展に対応した統計の整備、⑦企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備に関する具体的方策を示す。

### 1. 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

#### (1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方

新統計法においては、国の行政機関が作成する統計のうち、国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す重要性が特に高い統計を基幹統計としている。

具体的には、法定されている「国勢統計」及び「国民経済計算」のほか、行政機関が作成し、次のいずれかに該当するものとして、総務大臣が指定するものと規定している（第2条第4項第3号）。

- ① 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

② 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

③ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

その指定に当たっては、対象となる全ての領域に当てはまる共通の尺度を見出して、固定的な判断基準とすることは困難であるため、個別の具体的な事例に即して判断することが適当である。

この個別判断に当たっての一般的な判断要素の例としては、以下のような観点が考えられる。なお、個別判断に当たっては、基幹統計調査には報告義務が課されることも留意する必要がある。

① 国民生活に関連する重要な構造統計・動態統計

② 月例経済報告で利用されている統計

③ 結果の利用が法令上明記されている統計

④ 人や物の国際的フローを水際で捉える統計

⑤ 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計

⑥ 各地方公共団体においても幅広く活用できる統計

⑦ 国連で提唱された SSDS を基に総務省統計局が整理している社会・人口統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計

⑧ 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計

⑨ 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

なお、新統計法では、統計調査以外の方法により作成される加工統計及び業務統計についても、基幹統計として指定することが可能となっている（第2条第4項、第7条及び第26条）。各分野の全体像を表すような加工統計は、利用者にとっての利便性も高く、統計の体系的整備にも資すると考えられる。

## (2) 基幹統計の整備に関する方向性

わが国の統計全体を体系的に鳥瞰し、現行の指定統計で基幹統計とすべき統計のほか、新たに基幹統計として整備すべき統計、将来基幹統計として整備することを検討すべき統計等を別表に提示している。

この別表では、個別の統計の判断に際しては、上記の基準等を参考にするとともに、「行政のための統計」から「国民の情報基盤としての統計」への転換という新統計法の理念の下、利用者にとって、より使いやすい統計を整備する観点から、例えば、現在、各府省が分散的に実施してい

る製造業の生産動態に関する統計の一本化や企業活動に係る包括的な統計の構築等の方向性を併せて提示している。

### (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性

新しい統計法において、その重要性の高さから基幹統計として明記されているのは、「国勢統計」と「国民経済計算」である。

「国勢統計」は、わが国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計である。その結果は、全国のすべての地域の人口と世帯数はもとより、国勢調査間の人口並びに将来の人口・世帯数の推計の基礎数値となるほか、議員定数、地方交付税・補助金などの算出根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供するとともに、個人・世帯を調査対象とする各種標本調査の母集団フレームとして活用され、合理的な統計体系の整備に不可欠である。

「国勢統計」の基となる、全人口・全世帯を対象とする国勢調査については、近年、調査環境の悪化等により、その実施面での難しさが増してきているため、国勢調査の意義について広く国民の理解を求めるとともに、国勢調査の円滑な実施と調査結果の精度向上に向けて一層の努力を続けることが必要である。

「国民経済計算」は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹をなしているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置づけがなされている。

この2つの基幹統計に準ずる重要な統計として、全ての事業所を対象とする統計である「経済構造統計」(注1)を挙げることができる。

「経済構造統計」は、わが国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の充実に必要であるなど、産業統計の体系的整備の根幹を成す最も基本的な統計である。「経済構造統計」は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを通じて、GDP 統計をはじめとした諸統計の精度を向上させ、国民の様々な意思決定や政策決定に有用な情報を提供するものである。平成 21 年に実施予定の「経済センサス基礎調査」は、既に実施内容は確定している。また、「経済センサス活動調査」については、平成 23 年に予定されている第一回目の調査の設計について、関係府省が検討を進めている。その実施に当たっては、調査の周期を5年として着実に取り組んでいくべきである。

なお、新たに創設された「経済構造統計」がより有益な統計となるように、関係府省は、特に以下の点について、今次基本計画期間中に一定の方向性を得るよう取組を進め、中長期的な作業スケジュールを策定することが必要である。

- i) 経済構造統計の実施により達成すべき目標及び目標時期
- ii) 経済構造統計と密接に関係する主要な産業関連統計との関係及び調査事項の在り方
- iii) 国民経済計算、産業連関表等の加工統計と産業関連統計及び経済構造統計との関係の在り方

注1：「経済構造統計」とは、今後実施が予定されている「経済センサス基礎調査」と「経済センサス活動調査」から作成される統計をいう。

## 2. 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

### (1) 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化

#### ア 現状・課題等

国民経済計算は、国内外から最も注目される加工統計であり、新しい統計法においては、その重要性から、基幹統計として明記されている。国民経済計算は、一国全体の経済状況を鳥瞰する上で重要というだけでなく、各種経済統計を統合的に整備するための体系として位置付けることができる。

国民経済計算については、推計の枠組みとなる国際基準に準拠しつつ、分類体系との整合性を高めるとともに、精度を決定的に左右する5年ごとの基準年次推計を改善することが重要である。現状では、基準年次推計と産業連関表（基本表）との整合性が十分に確保されておらず、重要な一次統計として期待されている経済構造統計との連携の在り方についても更なる検討が必要である。その上で、年次推計、さらには四半期推計について、推計方法の改善に加え、これまで十分に成果を上げてきたとは言い難い一次統計との連携を強める必要がある。

#### イ 取組の方向性

基準年次推計改善のための産業連関表との連携については、両者が共通の基盤に立てるような推計方法の確立を図る。また、産業連関表の精度を改善するため、生産構造・中間投入構造のより正確な把握を検討する。

年次推計においては、支出面・生産面・所得面の三面が整合的になるように推計することによって、精度向上を図る。また、支出面アプロー

チを支えるコモディティ・フロー法についても、その基礎統計に係る課題も含め構造的な見直しを行う。

四半期推計の改善では、まずその前提としての GDP 統計に関する改訂幅の要因分析（リビジョンスタディ）の実施のほか、推計に用いる基礎統計の選択に関する検討等を行う。特に、家計消費状況調査の拡充等による消費推計の充実のための統計整備や、雇用者報酬推計の精度向上のための統計整備、及び政府支出の的確な把握などに取り組む。

国際基準への準拠のうち、速やかな対応が必要なものとして、自社開発ソフトウェアの取扱い、公的部門の分類基準、FISIM（間接的に計測される金融サービス）などが指摘できる。

## (2) ビジネスレジスターの構築・利活用

### ア 現状・課題等

ビジネスレジスター（注2）は、現行の「事業所・企業データベース」が目的としている各種統計調査のための母集団情報を提供するのみならず、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計を作成する機能も有している。

正確かつアップデートされた母集団情報の整備は、限られた資源の下で、精度が高い一次統計を作成するためには欠かせないものである。ビジネスレジスターの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報である。ビジネスレジスターは経済センサスの名簿情報を与えることから、経済センサスを適切かつ効率的に実施するためには、企業・事業所の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、ビジネスレジスターを経常的に整備・更新する必要がある。

また、ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種センサス結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所・企業の識別番号とリンクさせて活用すること等により、有効な統計の作成に活用することができる。

注2：新統計法第2条第8項に規定する「事業所母集団データベース」（事業所に関する情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの）をいう。

### イ 取組の方向性

母集団名簿情報の的確な整備に関しては、「経済センサス-活動調査」の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報や企業の親子関係等を的確に捉える「経済センサス-基礎調査」を実施し、名簿情報を整

備する。また、登記情報を用いた法人企業の母集団情報の整備においては、登記情報では把握できない業種名、従業者数、事業所数等の情報を往復郵便で照会すること等を通じて、母集団情報の維持・更新の精度を上げていくことが重要である。行政記録情報の活用については、雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成立届を用いたビジネスレジスターの維持・更新について検討すべきである。

ビジネスレジスターと各種統計調査や行政記録情報等とのリンクづけによる活用に関しては、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）情報や産業財産権の企業出願人の情報等をビジネスレジスターに取り込むことが考えられる。更に貿易に関する情報についても、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。

### (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備

#### ア 現状・課題等

年金・医療・福祉等の分野において、社会保障や社会福祉等の制度を通じて1年間に国民に給付される金銭又はサービスについては、総額とともに、高齢者対策、保健医療等の機能別に積算した額等が「社会保障給付費」として毎年、公表されている。少子高齢化が急速に進展しているわが国において、福祉・社会保障の問題は国民の大きな関心事となっており、これらを総合的に示す統計の重要性が高まっている。しかしながら、諸外国の統計との比較という観点からは、ILOの基準には準拠しているものの、それだけでは、国際比較が十分に行えないとの指摘や、同一事項に係る国民経済計算のデータとの整合性の向上が必要であるとの指摘がある。

#### イ 取組の方向性

「社会保障給付費」については、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標として位置付けた上で、諸外国の統計との比較性を向上させる観点から、国民経済計算を含め、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上について検討する必要がある。

### (4) 医療費に関する統計の国際比較性の向上

#### ア 現状・課題等

わが国の医療は、国民皆保険制度の下、高い保健医療水準を維持するとともに、世界最高水準の平均寿命を実現してきた。この公的医療保険

制度をカバーする医療費に関する統計は、昭和 29 年度以降、医療経済における重要な指標の一つとして整備されている。

他方、OECD は医療保険対象外の予防・健康関連サービスや医療システムの運営及び設備投資等の費用を含めた「国民保健計算の体系 (A System of Health Accounts)」(以下「SHA」という。)を国際データ収集のフレームワークとして開発し、マクロな保健医療支出推計の国際比較データの収集・提供を行っている。

また、高齢化の進展を背景にして、疾病予防や健康管理を重視する施策への転換、国民の健康や医療費に対する関心の高まり等により、これまでの公的医療保険制度に係る医療費推計の外に、医療保険対象外の予防・健康サービス等の費用を含めた国際比較可能な保健医療支出推計に関する統計の整備が必要ではないかとの指摘がある。

#### イ 取組の方向性

こうした状況を踏まえ、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロで捉える統計 (OECD の SHA 手法に基づく保健医療支出推計) を公的統計として位置付けることについて検討する必要がある。

### (5) 財政統計の整備

#### ア 現状・課題等

膨大な政府債務残高を抱える中で、政府部門の規模や活動状況を的確に映し出す財政統計の整備は重要な課題である。財政分野の統計の多くは年度データであるため、QE 等の四半期あるいは月次単位のデータに対するニーズに十分には応えられていないほか、公表時期の早期化を期待する声が少なくない。また、IMF や OECD 等の国際機関からは、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備が要請されているが、わが国ではまだ十分に対応できていない。

#### イ 取組の方向性

四半期や月次の財政統計の整備に当たっては、公共事業予算の執行状況や公務員の雇用者報酬に関する統計調査が必要である。個人や民間企業等の協力が様々な統計調査の作成を支えていることに鑑みれば、政府部門は調査客体としての自らの責務を認識する必要があり、ニーズがある統計調査に対して適切に回答することが重要である。また、国際的な比較が可能な政府財政統計に関しては、主要項目について、推計・公表

するように取り組むことが必要である。

## (6) スtock統計の整備

### ア 現状・課題等

国民貸借対照表及び「民間企業資本ストック」等のストック統計については、昭和45年を最後に「国富調査」が実施されない中で、償却率等の推計方法の信頼性を検証する必要性が指摘されてきた。近年、OECDは資本測定に関する標準的な手法を大幅に改定してきているが、わが国ではその対応も不十分であることからストック統計の国際比較も困難となっている。推計方法について抜本的な再構築を行うとともに、所要の基礎統計の整備を行う必要がある。

### イ 取組の方向性

資本ストックについては、恒久棚卸法を中心とする標準的な手法により、フロー（投資額）と統合的な統計の体系的整備を行い、資産別・制度部門別の推計を実施する。また、設備投資構造のより詳細な把握が可能となるよう既存の基礎統計を見直すとともに、除却・償却分布の資産別把握について行政記録情報や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。さらに、恒久棚卸法を補完する方法として、物的アプローチなどによる推計を活用し、その精度を相互に比較する。

## (7) 統計基準の設定

### ア 現状・課題等

統計基準については、新統計法第2条第9項で、「公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」と定義されている。この統計基準を用いることで統計間の統一性、統合性が確保され、国内的及び国際的な統計の比較可能性が向上するという直接的な効果のほか、個々の統計における恣意性を排除し、客観性を確保するなどの効果も期待される。

### イ 取組の方向性

こうした比較可能性の向上及び客観性の確保の観点から、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因分類」など引き続き必要とされる現行の基準について、新統計法に規定する統計基準として設定するとともに、新たに統計基準として採用する候補については、基準として設定することの適否やその内容の検討を行なう必要がある。なお、「日本標準産

業分類」など統計基準の改定や設定に当たっては、国際比較可能性の向上の観点から、各種国際基準との整合性に留意する。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）が統計基準を設定する際は、個々の基準のこれまでの運用実績や性格を踏まえ、個々の公示において、各府省が基準の適用に当たって留意すべき事項について「運用水準」として設定する。また、総務省政策統括官（統計基準担当）は、公示した統計基準について、改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、当該統計基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。

### 3. 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

#### (1) サービス活動に係る統計の整備・充実

##### ア 現状・課題等

経済のサービス化の進展は、この60年間の最も大きな変化の一つと言える。今やGDPの7割を占めるに至ったサービス業について、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための一次統計の整備状況は極めて不十分と言わざるを得ない。多くの府省の所管にまたがるサービス産業は、分散型の統計機構の下で、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。このような問題意識の下、平成17年及び18年のいわゆる「骨太の方針」など、累次の閣議決定等でサービス統計の整備・充実の方向性が繰り返し明記されてきた。

こうした動きを受けて、総務省はGDP統計四半期速報（QE）を始めとする各種経済統計の精度向上等に資することを目的として、平成20年7月から、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査する「サービス産業動向調査」を開始した。また、新たに創設された「経済構造統計」も、サービス産業全体の状況を把握することに大きく寄与することが期待されている。

また、科学技術に関する統計の整備も課題となっている。

##### イ 取組の方向性

このようにサービス統計の整備・充実は着実に進展してはいるものの、今後とも一層の推進が必要である。基本計画では、数多くあるサービス統計に関する課題の中から、以下の4点に焦点を当てて今後の方向性を指摘している。まず、第一には、「情報通信サービスに関する統計の整備」である。高度化する情報通信サービスの実態は、府省の垣根を越えた新

たな統計を作成することで、網羅的に把握されなければならない。二つ目は、「知的財産活動に関する統計の整備」である。技術立国を目指すわが国にとって、知的財産活動に関する統計の充実や高度利用は欠くことができない。三つ目は、「サービス活動を適切に捉えるための検討」である。生産量と価格の測定が困難なサービス活動について、将来の望ましい統計作成に向けての研究が必要である。四つ目は、「企業のサービス活動に関する統計の整備」である。企業組織が多様化する中で、企業内部及び企業グループ内でのサービス活動やアウトソーシングの状況などを明らかにする統計は重要である。

今後、基本計画で指摘したこれらの諸課題について着実に対応するとともに、まだ多く残されているサービス統計の整備・充実に係る課題について、長期的な取組を行っていくことが必要である。

## (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実

### ア 現状・課題等

少子高齢化等の進展への対応は、日本社会における最重要課題の一つとなっている。とりわけ「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の同時達成の鍵は、「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」の解決にあるとされている。このため、ワークライフバランスにも配慮し、女性が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的・科学的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。

### イ 取組の方向性

このため、女性の結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確に捉える観点から、今後、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直結するデータの大規模標本調査による把握、②女性の就業と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳細に分析するための統計の整備等の適時・正確な関連統計の充実について検討する必要がある。

## (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備・充実

### ア 現状・課題等

少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という人口・社会の変化を背景に、とりわけ単身世帯や子供のいない世帯が増加する一方、「標準世帯」

(両親と子供2人の世帯)が減少し、世帯構造が多様化している。また、共働き世帯の増加、パラサイトシングルと言われる世帯内単身者の増加など、家計の個計化が進み、世帯全体の家計を捉えることが困難になってきていると指摘されている。

また、個人情報保護意識の高まり、共働き、単身世帯の増加等による昼間不在世帯の増加など、統計調査の環境変化が著しい中であって、世帯収支に関する調査は、対象者の負担感が特に強い方式を採用しており、このような環境変化に対応する必要性は高いとの指摘がある。

#### イ 取組の方向性

家計・個人消費に関する統計調査において、世帯単位のみならず、個計化の状況のよりの確な把握やモニター方式の採用に関する検討が必要である。

### (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備・充実

#### ア 現状・課題等

子どもを取り巻く環境の変化を背景にして、暴力行為、いじめ、不登校の問題や、インターネット、携帯電話等の普及に伴う有害情報や犯罪・事件に巻き込まれる危険の増大など、メンタルヘルスを含めた子供の心と体に関する問題が深刻化している。また、義務教育費国庫負担金等の制度変更に伴って、常勤教員の非常勤講師等への振替など、教育現場の状況に応じた柔軟な対応が可能となる一方、こうした対応による学校教育の機能への影響を懸念する声もあるなど、学校教育をめぐる状況は、近年大きく変化している。

さらに、教育の機能面についてみると、本来、多面的なものであり、社会生活や雇用・労働等に与える教育の効果等も含め、より総合的に把握していくことが重要である。特に、ニート、フリーター等の若年労働の問題などを考える上で、的確な統計の整備が必要である。

#### イ 取組の方向性

こうした学校教育を取り巻く状況変化に的確に対応していくため、学校教育関連統計の改善について検討する必要がある。

また、教育機能の総合的な把握等の観点からは、社会生活や雇用・労働と教育の関係を分析できるようにするための関連統計の整備等について検討する必要がある。

## (5) 新たな分野の統計の整備

### ① 環境統計の段階的な整備

#### ア 現状・課題等

地球環境問題は、わが国のみならず世界的な最重要課題である。近年の地球温暖化に伴う異常気象の頻発により、気候変動は国民的重要関心事となっている。こうした状況下、環境に関する統計の整備・充実が喫緊の課題となっている。

#### イ 取組の方向性

環境に関する統計については、整備すべき分野が多岐にわたる。そうした中、基本計画では温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などを対象とした。特に重要と考えられる温室効果ガス問題については、経済活動に伴う化石エネルギー消費から発生するCO<sub>2</sub>排出量の推計とその要因分析が最も重要な分野であり、企業・家計のCO<sub>2</sub>排出量を的確に把握する統計の整備が必要である。

### ② 観光に関する統計の整備

#### ア 現状・課題等

観光統計は、平成19年のいわゆる「骨太の方針」に示された「観光立国の推進」を実行していくためにも重要な統計である。平成19年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においては、平成22年までに観光に関する統計を整備することとされている。また、国連統計委員会において、「観光統計に関する国際勧告2008」が採択されるなど、国際的な視点からみても、観光統計の適切な作成、整備が求められている。しかしながら、観光に関する統計は、官民の各主体が様々な目的で調査、作成しているため、断片的であり、総合的に利用する上で多くの問題がある。

#### イ 取組の方向性

今後は、平成22年度までに主要な観光統計である「旅行・観光消費動向調査」、「宿泊旅行統計調査」等の充実を図るとともに、都道府県観光統計の統一基準の作成を進めるべきである。また、国際比較が可能となるような形で観光統計を作成することが望ましく、93SNAにおいて導入されている観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行うべきである。

## (6) グローバル化の進展に対応した統計の整備

### ア 現状・課題等

経済におけるグローバル化の進展は、新興国経済の隆盛もあり、ここ数年で加速している感がある。こうした状況下、わが国企業の活動もグローバル化が着実に進んでいる。また、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、地域での欠かせない働き手となり、家族とともに定住する傾向が強まっているとの指摘もある。こうした動向をより正確かつ適時に把握することの重要性が高まっている。

### イ 取組の方向性

グローバル化に係る統計の整備・充実に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査とのリンケージを中心とする、貿易に係る情報の高度利用が重要である。また、海外現地法人に関する母集団情報の充実も必要である。これによって、「海外事業活動基本調査」等の精度向上を通じて、日本企業の海外での活動をより正確に把握することができる。

さらに、日本在住の外国人に対する各種行政サービスを適切に提供するため、今後、適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討が必要である。

## (7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

### ア 現状・課題等

時代の変化とともに労働市場は大きく変容しており、非正規雇用の割合が3割を超えるなど、働き方が多様化している。また、転職する人の割合が上昇しているほか、仕事を見つける経路も多様化するなど、労働移動にも大きな変化がみられている。しかしながら、現行の労働統計によって、労働市場の実態が十分に把握されているとは言い難く、改善が必要である。

### イ 取組の方向性

近年増加を続けている非正規雇用の実態については、雇用形態、業務内容、労働時間等について一元的に把握する統計が不足しており、充実が必要である。また、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査を毎年実施することが必要である。さらに、雇用の増減は労働者側、事業所側の両方の要因で生じるが、そのうち事業所の開設・廃止による雇用増減への影響を把握するため、海外

諸国で整備されている雇用創出・消失指標をわが国においても整備することも重要である。

### 第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

第3では、第1の「3. 施策展開に当たっての基本的視点」に掲げられた事項のうち、「効率的な統計作成」、「統計リソースの確保・有効活用」、「経済・社会の環境変化への対応」、「統計データの有効活用の推進」等の視点から統計環境の整備推進のために必要な事項をより具体的に提示する。

内容としては、第一に、統計調査環境が悪化する中で重要性を増している「効率的な統計作成」について、①行政記録情報の活用、②民間事業者の活用についての今後の方向性を示す。

第二に、基本計画を実行していく上でも欠かせない予算、人員などの統計リソースについて、①その確保・配分の在り方、有効活用、②実査体制の機能維持、国と地方との連携、③統計職員等の人材の育成・確保について言及する。

第三に、「経済・社会の環境変化への対応」として、①統計ニーズの継続的な把握・活用、②統計の評価、統計作成方法の見直し・効率化、③統計に対する国民の理解の促進について言及する。

第四に、利用できる情報量を増加させることによって統計の有用性を高めることにつながる「統計データの有効活用の推進」について、①オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供、②統計データ・アーカイブの整備について、今後の方向性を示す。

#### 1. 効率的な統計作成

##### (1) 行政記録情報の活用

###### ア 現状・課題等

統計調査に行政記録<sup>(注3)</sup>を活用することは、近年の統計調査環境の悪化への対処、統計精度の維持・向上、報告者負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効である。特に、近年、統計調査に対する国民や企業の協力が得にくくなってきており、また、調査員が高齢化しつつあるなど、調査実施環境が悪化しつつあることから、行政記録の活用による業務の効率化は益々重要なものになりつつある。

しかしながら、諸外国においては、統計作成に行政記録が広く活用されているのに対し、わが国では、他の行政機関保有の行政記録を活用している例は極めて少ない。その理由として、行政記録の大半が各行政機関の許認可や届出等の事務として収集される情報であることから、保有機関<sup>(注4)</sup>において、収集した情報を本来の収集目的以外に利用させることについて、収集対象である個人や企業からの理解や協力が得られず、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかとの危惧を持つことが挙

げられる。

このような背景の下で、新統計法では、新たに、統計作成への行政記録の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。

今後、作成機関<sup>(注5)</sup>は、所管の統計調査に活用できる行政記録を具体的に調査し、新統計法に規定する行政記録の提供要請等の法的な仕組みも積極的に活用した上で、積極的に行政記録を活用していくことが必要である。また、行政記録の活用の有用性・効果とともに、統計作成に利用しても個人や企業の情報が漏洩するおそれがないことなど安全性を国民に十分理解してもらえるよう努力することが必要である。

注3：国の行政機関が保有する各種の行政記録情報や地方公共団体が保有する業務記録情報。以下同じ。

注4：行政記録の保有機関。以下同じ。

注5：統計作成機関。以下同じ。

## イ 取組の方向性

関係府省は、基本計画部会や同部会の下に設置されたワーキンググループにおける審議において行政記録の活用が有用と認められた統計調査や統計委員会の答申において「今後の課題」として行政記録の活用を検討すべきとの意見が付された統計については、行政記録を積極的に活用する方向で具体的な作業や課題解決に向けた検討を速やかに実施する。

また、今後とも行政記録の活用を推進していくため、統計調査の実施計画の策定に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録の有無等について事前に調査・検討することを原則とする。

さらに、保有機関が行政記録を提供することが困難とする合理的な理由が存在する場合、その代替措置として、費用等を原則として作成機関が負担した上で、保有機関が作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成を行うことを原則とする。

なお、行政記録の活用の実現に向け具体的な検討を行う上で保有機関の協力が不可欠であることから、関係府省は、保有機関における行政記録の収集業務への支障に対する危惧が解消されるよう、統計作成において行政記録を活用することの有用性や安全性に関し国民に十分理解してもらうための具体的方策を検討し、早急を実施する。

## (2) 民間事業者の活用

### ア 現状・課題等

近年の厳しい財政状況の下で、新たな統計作成のニーズに的確に対応

していくためには、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用することが必要である。一方、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることにも留意すべきである。

また、民間事業者をより適正かつ効果的に活用できるよう関係府省が環境整備を行うことや新たな業態の創出や創意工夫等により今後向上する可能性のある民間事業者の履行能力を継続的に把握することも必要である。

## イ 取組の方向性

「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。

一方、「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握した上で、活用の可能性を十分に検討する。その際、特に、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務については、民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する。

また、関係府省は、統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備を行うとともに、民間事業者の履行能力を継続的に把握し、活用の在り方について適宜見直しを行う。

## 2. 統計リソースの確保・有効活用

### (1) 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

#### ア 現状・課題等

##### ① 公的統計の整備に必要な予算、人員の現状・課題

分散型統計機構を採用しているわが国においては、統計リソースの確保については、各府省の予算・定員枠の中で、統計に必要な予算額、人員数を確保することとなっている。

しかしながら、統計部門への予算、人員の配分については、各府省の中での優先順位は必ずしも高くなく、これまで十分な統計リソースの配

分を受けてこなかった。

統計関係予算については、最近の厳しい国の財政事情を受けて、平成 19 年度までの 5 か年間の平均額は約 450 億円と、その前の 5 年間に比べ約 1 割減、一般歳出予算全体の 0.07%にとどまっているなど、近年、統計予算は大幅に削減されている。

また、各府省の統計担当職員の推移をみると、昭和 42 年の約 19,000 人弱から平成 19 年度には 5,000 人弱と約 74%削減され、同期間における非現業国家公務員の削減率約 38%と比較して大きく減少しており、他部門を大幅に上回った定員削減が進められてきた。

このような他部門を大幅に上回る削減に対して、各府省は、機械化の推進や民間事業者の活用等により、合理化・効率化を徹底し、統計の質の維持・向上に努めてきたが、これも限界に近づきつつある。

今後も、このような定員削減が継続した場合には、国際的にみて停滞している分野における統計の改善や、新たな統計整備への対応が困難となる。さらに、既存統計の公表の遅延の増加や品質の低下といった支障が生じる可能性も高まる。

例えば、我が国の国民経済計算においては、生産側計数など四半期推計の系列が諸外国と比べて少なく、生産性分析に資するための計数が充実しておらず、経済構造の変化の把握に課題が生じている。また、年次推計において生産・分配・支出のいわゆる三面等価のバランスがとれておらず、国内総生産について、生産側と支出側推計で数兆円に及ぶ不突合があるなどの課題が解消されていない。さらには、基礎統計との適切な連携ができず、経済統計の整備に当たり積極的な対応ができない状況もみられる。

これらを含め第 2 の 2 . (1) で記述したような多くの課題を着実に解決し、精度が高い統計を作成し続けるためには、推計のシステム開発面を含めて必要な統計リソースを確保することが不可欠である。しかしながら、わが国においては、IMF が平成 18 年に公表したマクロ経済統計に関する評価報告書でも「国民経済計算作成のためのリソース」が「基準を概ね満たしていない」との指摘を受けるなど、国際的にみても著しく貧弱な状況（国民経済計算の作成に従事している者の人数は、我が国は約 50 名であるが、ほかの先進国は 100～200 人程度）にある。また、人材の質の面でも、高度な専門性が要求されるにもかかわらず、頻繁な人事異動の結果、必要な専門家が育成されていないとの指摘があり、諸外国と遜色ない統計リソースを確保することが必要である。

## ② 統計の信頼性の確保及び新たな統計整備・提供への対応の必要性

政府は社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供する責務を負っており、統計の公表の遅延や品質の低下は許されない。

また、今後、統計の体系的な整備を行うに当たっては、産業全体を包括的に捉える統計や、新規・新興の事業分野あるいは各府省の所管にまたがる分野の統計の整備を進めていく必要がある。

さらに、第3の4.(1)で記述する二次利用の推進など、新たな統計の整備・提供ニーズに的確に対応する必要がある。

このような社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な任務の一つであるという認識に立ち、社会の情報基盤として相応しい統計を、政府が責任をもって提供するための統計リソースを確保・有効活用する必要がある。

## イ 取組の方向性

各府省は、基本計画を踏まえ、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した統計を体系的に整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、統計作成・提供に必要な統計リソースの確保・有効活用に最大限努力する。特に、政府は、国民経済計算に関する課題を着実に解消するため、質量ともに諸外国と遜色のない統計リソースの確保に努める。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）は、予算・定員面を含め各府省の取組み状況に関する情報の共有・調整等を行うなど、政府全体の調整を図り、各府省の取組を支援する。

さらに、府省横断的な基幹統計調査の実施や、緊急ニーズに的確に対応した統計の作成方策等についても検討する。

## (2) 実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携

### ア 現状・課題等

#### ① 地方の実査体制の現状・課題

地方公共団体の統計部局は、地方公共団体における統計の整備及び提供を推進する役割とともに、国の基幹統計調査の実施についても重要な役割を担っている。地方公共団体の統計部局を通じた国の統計調査の系統（地方統計機構）は、大規模統計調査を一括して担当し、統計の真実性と統一性を確保するとともに、地方独自の活用を図るなど、わが国統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たしている。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるという

利点があるなど、統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に重要な役割を果たしている。

しかしながら、次のような課題が生じており、その改善が求められている。

i) 都道府県の統計主管部局の職員（統計専任職員）や市町村の統計関係職員については、地方行財政改革の推進や市町村合併が進展する中で、大幅な削減が進められていること。

ii) 統計調査の業務量は、大規模周期調査の実施時期によって大きく変動する一方、実査の現場を担当する市町村では、統計担当課・係において統計調査事務と他業務を兼務していることが多いことから、調査実施時期と他の業務の繁忙時期が重複した場合には要員の確保が困難となるなど、業務量の平準化が大きな課題となっていること。

iii) 統計専任職員の平均年齢の上昇に伴い国が交付している当該職員の基準単価とのかい離が生じ、都道府県の負担が増大するとともに、交付対象外となっている再任用短時間勤務職員の配置も増加しつつあること。

iv) 統計調査員については、高齢化や個人情報保護意識の高まり等による調査対象者の協力意識の低下などの調査環境の悪化に伴い、質・量の両面でその不足が進み、特に大都市部を中心に調査員の確保が困難となっていること。

また、国の地方支分部局においても実査実務を担当し、公的統計の作成に重要な役割を担っている。現在、地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担や出先機関の見直し等が検討されており（注6）、今後、本年末から来年にかけて順次勧告が出される予定であり、これらを踏まえて策定される地方分権改革推進計画（閣議決定）の内容によっては、基本計画が前提とする実査体制に影響が生じる可能性があるため、今後の公的統計の信頼性を確保する観点から、最終答申の取りまとめまでの間に、本委員会としての見解を明らかにする。

注6：「国の出先機関の見直しに関する中間報告」平成20年8月1日（抜粋）

#### iv 統計調査の実施に関する義務

指定統計を含む国の統計調査は、法定受託事務として地方自治体により実施されているものが多いという実態がある。現在国の出先機関が行っている指定統計を含む国の統計調査の実施事務（※）については、その地方への移譲を進めるべきであるが、その前に、むしろ民間委託の拡大等により業務のスリム化を進めるとともに、出先機関を経由せずに本省で直接対応することによる効率化も含めて検討すべきである。

また、国の出先機関において相当規模の実施体制をもって実施している統計調査については、独立行政法人化の可能性も検討すべきである。

(※) 現在、内閣府の統計委員会において、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定等に向けた審議が進められているところであり、その審議状況を注視する。

## ② 国と地方の連携の必要性

新統計法では、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、公的統計を体系的に整備することを、その基本理念の1つとして規定している（新統計法第3条第1項）。公的統計の多くは、国はもとより地方公共団体においても幅広く利用されるものであり、その整備に当たっては国の視点だけでなく地域の視点に配慮することが必要である。地方公共団体は、公的統計を自ら利用するとともに、住民に対する情報提供の機能も有しており、統計の広範な普及に当たっては、このような点を踏まえつつ国と地方の協力を一層深めることが必要である。

また、基幹統計を作成する際の地方公共団体における事務は、法定受託事務として規定されるなど、基幹統計の作成において、地方公共団体は重要な役割を担っているとともに、基幹統計の結果は、地方公共団体の行政運営にとっても重要である。このため、基幹統計の整備に当たっては、国の責任で作成することを前提に、国と地方公共団体相互の協力及び適切な役割分担の下に、協働して取り組むことが必要不可欠である。

## イ 取組の方向性

各府省は、基幹統計は国の責任で作成することを前提に、地方公共団体と協働して体系的整備に取り組む。

地方公共団体と連携して実査体制の機能を維持するため、地方公共団体を經由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化など多面的な方策を計画的に実施する。また、地域の視点からの統計の整備・利用を促進するため、統計調査結果の地方別表章の充実など、幅広い統計ニーズの把握・改善に努めるとともに、地方公共団体の統計部局による統計の利用・普及活動を支援する。

統計調査事務地方公共団体委託費制度（注7）については、地方公共団体の実状や意見も踏まえつつ、基準単価、交付対象範囲等の運用の改善について検討し結論を得る。

また、統計調査員制度の在り方についても、統計調査員の処遇改善や社会的重要性の周知、国と地方の連携等の観点から検討を行う。

現在、政府では、国の出先機関の見直しの検討が行われているが、統計委員会としては、公的統計の信頼性確保の観点から、その作成・提供に支障を来さないよう留意する必要があると考えている。また、民間事

業者の活用に関しては、第3の1.(2)の内容に特に留意する必要があると考えている。

注7：国が法定受託により都道府県に対し行わせている統計調査事務に携わる職員の人件費を交付する制度。

### (3) 統計職員等の人材の育成・確保

#### ア 現状・課題等

公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の十分な専門能力を十分に発揮することが重要である。また、統計の国際的な標準化などの取組に、わが国が積極的に貢献していくためには、諸外国の統計専門家に伍して議論できる人材を確保・育成していくことが不可欠である。

しかしながら、各府省では全省的な観点から人事異動を行うことが通例となっているため、統計部局だけで中核的職員を育成・確保することは困難な状況となっていることに加え、統計研修等についても、府省によっては組織規模等の面から実施困難な場合もある。また、地方統計機構においても、日常業務に忙殺されており、国で実施する長期の研修等に参加することが困難な状況となっている。

このため、わが国の統計作成組織全体として、専門性の高い人材を確保・育成する観点から、これまで以上に人材育成を意識した人事異動・人事交流や、研修の実施による能力の向上を図る必要がある。

#### イ 取組の方向性

主に中核的職員を対象に、人材育成方針の策定、人事交流の推進、新たな人事評価制度の活用、育成目標の設定等の方策を講じつつ、国際社会において貢献できる人材を確保・育成する観点から、海外の政府統計機関への職員派遣等、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に推進できるような体制を整備する。

## 3. 経済・社会の環境変化への対応

### (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

#### ア 現状・課題等

時代の変化や社会のニーズに的確に対応した公的統計の整備・提供を行う観点から、以下の点に留意しつつ、統計利用者のニーズを把握し、公的統計の改善に活用することが必要である。

- ① 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な任務の一つであるとの認識の下に、利用者の視点も踏まえつつ、その作

成・提供に努めること。

- ② 統計利用者の意見・要望等を把握するに当たっては、情報通信技術を活用するなど、統計利用者側の利便性の向上を図ること。
- ③ 府省横断的なニーズ等については、統計委員会が統計利用者との意見交換を随時実施し整理・検討を行った上、その結果を関係府省の統計整備・提供や基本計画の見直し等にも活用すること。

#### イ 取組の方向性

統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、意見・要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。

### (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化

#### ア 現状・課題等

近年の行財政改革の進展に伴い、統計リソースの削減を受けている中で、時代の変化や社会のニーズに的確に対応するとともに、社会の情報基盤として機能する優れた統計を作成・提供するためには、統計リソースの有効活用の観点からも、引き続き既存統計調査の見直し・効率化を推進することが必要である。

また、この見直し・効率化に当たっては、①統計の体系的整備、②報告者の負担軽減、③統計の品質の維持・向上等の視点や、客観的な評価結果も踏まえ、公的統計の全体としての最適化を目指した検討を行う必要がある。

#### イ 取組の方向性

各府省は、統計の品質に関する自己評価結果や、統計委員会による客観的な評価も活用し、引き続き既存統計調査の見直し・効率化を推進する。

### (3) 統計に対する国民の理解の促進

#### ア 現状・課題等

近年、調査対象者の個人情報保護意識や、企業活動上の情報管理意識の高まりに伴い、統計調査への協力が得にくくなっており、これが統計精度や調査の円滑な実施に影響を与えている。

このような中、統計が国・企業・個人が合理的な意思決定を行う上での重要な情報基盤であり、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうことが

重要である。

このため、調査の対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請活動を効果的に実施するとともに、統計を利用することの有用性や統計調査への協力の重要性に関して、初等教育から高等教育に至るまでの各段階で教育することに對し積極的に支援することが必要である。

#### イ 取組の方向性

調査対象者に対して、協力した統計調査の集計結果等が如何に役立っているか、あるいは協力しなかった場合の不都合について十分理解できるように、個人や企業への広報・啓発活動の具体的方策を検討するとともに、統計調査を円滑に実施するために、業界団体等に対して要請等を行う。

また、小・中・高等学校の教員が児童、生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員への研修の充実を図るとともに、教材の提供等を適切に行う。さらに、大学生、社会人等に対しては、情報提供や講義など統計に対する理解・関心を深めるための活動を行う。

### 4. 統計データの有効活用の推進

#### (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

##### ア 現状・課題等

諸外国では、従来から、オーダーメイド集計（注8）、匿名データの作成（注9）・提供（以下「二次利用」という。）に関する制度を整備し、学術研究等のために利用に供しているのに対し、わが国においては、統計調査によって収集された公的統計の調査票情報は、原則として作成機関が予め定めた統計表の形で集計し、公表することとされてきた。しかし、統計に対するニーズが多様化・高度化する中で、こうした利用形態だけでは、利用者のニーズに十分応えられなくなっている。

このため、統計法の全面改正により、委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）、匿名データの作成・提供が規定され、二次利用の制度が新たに整備されることとなった。

一方、各府省では具体的なニーズが明確でない中、二次利用に係る業務に対応するための十分な統計リソースを確保することが困難な状況にある。しかしながら、研究者等による、より高度かつ多様な研究分析等を通じて、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与すること

が強く期待されていることから、各府省は、新統計法の全面施行に合わせて、二次利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要である。

注8：一般からの委託に応じ、統計調査の調査票情報を利用して、新たな統計を作成すること

注9：調査票情報を特定の個体が識別されないように加工すること

## イ 取組の方向性

各府省は、二次利用に係るガイドラインに基づいて、平成21年度から、二次利用に係る事務処理を適切に開始し、平成22年度以降、順次、二次利用の対象となる統計調査やサービスを拡大する。

また、各府省は、二次利用制度の利用希望者がどのような調査の如何なるサービスをどこから受けることができるか事前に知ることができるよう、毎年度当初に二次利用に関する年度計画を策定・公表する。

さらに、府省によっては自ら二次利用のサービスを実施することが困難なケースも想定されることから、各府省が新統計法第37条に定める二次利用の事務の全部を委託できる独立行政法人等（以下「政令指定法人」という。）を活用できるよう、必要な措置を講じる。

## (2) 統計データ・アーカイブの整備

### ア 現状・課題等

アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ等の諸国では、統計データ・アーカイブ（注10）を整備し、それを通じて学術研究等の目的での匿名データ等の利用の便を図っている。

しかしながら、わが国においては、調査票情報の積極的な活用方策については必ずしも十分には検討されておらず、各府省で保管、管理されている調査票情報の管理状況についても、それを活用する上で必ずしも十分とは言えない状況にある。

今後、調査票情報の積極的な活用が求められる中であって、統計データ・アーカイブの整備に向け、早期に具体的方策を検討することが必要である。なお、この統計データ・アーカイブの中核的ユーザーは、大学や調査研究機関であることから、検討に当たっては学会や大学等と十分な連携を図ることが必要である。

また、政府は、統計データ・アーカイブの基となる調査票情報の保管・管理に早急に着手することが必要である。

注10:「統計データ・アーカイブ」とは、統計調査の調査票情報のデータから作成された匿名データ等を収集・整理・保管し（統計調査の調査票情報を含める場合もある。）、学術研究等の目的で匿名データ等を提供する機関をいう。

## イ 取組の方向性

限られた統計リソースの効率的、効果的な活用を図る観点から、統計データ・アーカイブは、基本的には1つの機関に集約することとし、この機関にどのような機能を持たせるか、調査票情報まで蓄積すべきか等の詳細については引き続き検討する。

その際、政令指定法人、学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行うとともに、行政機関と学会等が協力して、共同プロジェクトを立ち上げて整備する。

また、統計データ・アーカイブの基となる調査票情報について、政府全体としての統一的な保管・管理のための基準やガイドラインを策定する。

## 5. その他

### (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進

#### ア 現状・課題等

現在、最適化計画（注11）に基づき、統計データの共有のための各種取組が行われており、平成20年度から本格的な共同利用システムの運用が開始された。

各府省間で統計データの共有や提供を推進することは、統計データ等の効率的な作成、国民等にとっての有用な統計データのタイムリーな提供、調査対象者の負担の軽減等を図る上で重要であり、今後、各府省は、この最適化計画に基づく各種取組や共同利用システムの活用を積極的に推進する。

注11：政府の電子政府構築計画に基づく「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日）

#### イ 取組の方向性

各府省は、最適化計画の工程表（平成18年～22年度）に基づく各種取組を着実に実施することにより、同計画に掲げる目標等を達成し、その効果を最大限発揮することで、府省間でのデータ共有や提供を推進する。

また、各府省は、最適化計画に基づくフォローアップを実施し、必要な改善措置等を講じるとともに、統計関連の諸施策の展開方向や調査対象者、統計利用者や各府省からの要望、共同利用システムの運用状況、最適化の取組の実施状況等を踏まえ、最適化計画の見直しに向け、共同

利用システム等に関する諸課題の把握等を行う。

## (2) 研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化

### ア 現状・課題等

統計の作成及び統計調査の企画、結果の分析には、他の行政分野にはない高度の専門性が必要とされる。特に、近年、加工統計の分野では、その理論と技術の発展が著しいことから、統計の品質を維持し、更に発展させるためには、日ごろから研究開発を推進することが極めて重要である。

しかしながら、各府省（統計作成部局）等は、統計リソースに余裕が無い中、これらの研究開発に関する知見及び体制は、総じて脆弱であることから、これらについて知見を有する学会、大学等と連携して取り組むことが重要である。

### イ 取組の方向性

信頼性の高い統計を整備する観点から、有識者の知見を最大限に活用するため、各府省と学会・大学等との双方向の連携を一層強化する。

例えば、関係府省は、学会・大学等の協力を得て、具体的なテーマを定めた上で、情報通信技術を活用した証拠に基づく政策立案を実現するための統計の二次加工及び将来推計に関する研究開発、様々なデータソースから多様な統計データを抽出する手法に関する研究開発、迅速な統計の提供に関する研究開発等を個人情報・企業秘密の保護や統計調査への信頼性の確保に十分注意した上で実施する。

## (3) 統計の中立性

### ア 現状・課題等

統計調査の結果は、国民の真摯な協力の有無によって左右されることから、統計に関する国民の信頼を確保することは質の高い優れた統計を作成する上で、必要不可欠となっている。

特に、公表結果が社会的に大きな影響を与える重要な統計については、その結果が公表前に外部に漏洩した場合はもとより、利害関係者にとって都合の良い結果を導くために、集計方法等を恣意的に変更したとの疑念が生じた際にも、統計調査に対する国民の信頼を失う結果となる。

このため、公的統計に対する国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、公的統計の作成・公表過程の透明化を図るとともに、あらゆる利害関係者から中立的であることや、作成に携わ

る職員に秘密の保持を厳守させる必要がある。

イ 取組の方向性

各府省は、あらゆる利害関係者からの圧力に影響されず、国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、作成過程の一層の透明化を図るとともに、公表期日前の事前情報を共有する範囲等を内規として定め、それらの情報を適切に公開する。

## 第4 基本計画の推進・評価等

### 1. 基本計画の進捗管理・評価等

基本計画を実効あるものとするためには、計画に掲げられた施策の実施に当たり、関係府省間で密接な連携を図ることや施策の進捗状況を適時適切に点検し不断の推進を図ることが不可欠である。

このため、政府は、「基本計画推進会議」（仮称）を設け、関係府省一体となって当該施策を推進する。また、統計委員会は、総務大臣からの新統計法の施行状況報告等を通じて、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況を把握し、その評価・検証等を実施する。さらに、これを踏まえ、必要に応じ関係府省に対して取組の見直し、促進等のための意見等を提示する。

### 2. 的確な情報提供と国民の理解・協力の推進

公的統計は、国民の情報基盤として国民生活に深く関わり、また、その作成に当たっては国民の協力が不可欠なものであることから、幅広く国民の理解と協力を得ることが重要である。

このため、政府は、基本計画の関係施策の情報をインターネット等により広く国民に提供するとともに、公聴の機会の充実等により国民の意見やニーズの把握・反映を推進する。

別表 基本計画における取組の方向性に沿って今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備	<別添資料参照>		
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表専門委員会（仮称）を設置し、狭義の国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省、一次統計作成府省	平成 21 年度中に設置する。
(1) 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）につき、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）についても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省	国民経済計算については平成 17 年基準改定時に実施する。 産業連関表（基本表）については平成 22 年表作成時に実施する。
	○ FISIM（間接的に計測される金融サービス）（現在は参考系列）について、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計値への導入については、検討結果いかんによっては、本系列への移行後においても、FISIM 導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、ユーザーに対する十分な説明が求められる。	内閣府	平成 17 年基準改定時に移行する。
	○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている 現行推計の改訂を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時
	○ 公的部門の分類について、総務省をはじめとする関係府省等の協力を得て、93SNA の改定で 示された判断基準に即して分類・格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業 連関表（基本 表）作成府省	国民経済計算につい ては平成 17 年基準改 定時に実施する。 産業連関表（基本表） については平成 22 年 表作成時に実施する。
	○ 国民経済計算における制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時 における導入を目指 す。
	○ 93SNA の改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	平成 22 年基準改定を 待たずとも、可能なも のから年次改定にお いて対応する。
イ 基準年次推 計に関する諸 課題	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な使用・供給表と X 表からなる体系 (SUT/IOT) に移行することについて検討する。	内閣府、産業 連関表（基本 表）作成府省	平成 21 年度から検討 する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計のベンチマークとな る使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表（固定資本マトリックス）など、列部 門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時 における導入を目指 す。
	○ 間接税・補助金に関する基礎データ及び各種一次統計における間接税取り扱いを再検討する とともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討す る。	内閣府、産業 連関表（基本 表）作成府省	平成 22 年表作成に間 に合うよう検討する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 生産構造・中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、産業・商品（生産物）分類体系、経済センサス、及びSUT/IOTといった連携のもとで、ベンチマーク年の産業連関表作表における精度向上を行う。その際、記入者負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。	内閣府、総務省、経済産業省	平成 21 年度から検討する。
ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次 SUT/IOT のもとで、支出と生産の二面アプローチによる測定値の調整・検討を行うことができるよう、そのフレームワークを構築する。	内閣府	平成 22 年基準改定までに導入する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得アプローチによる GDP を開発し、三面アプローチによる精度検証を行う。	内閣府	平成 22 年基準改定における導入を目指す。
	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表（延長表）について、産業・商品（生産物）分類における統合、国内生産額や最終需要など共通項目部分に関して、測定方法や基礎統計の差異を検討した上で、整合性の確保を行う。また、平成 22 年基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	平成 22 年基準改定までに段階的検討を行う。
	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法（需要サイド）と物的推計法（供給サイド）を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成 17 年基準改定時より段階的に導入し、平成 22 年基準改定時までに実施する。
	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要は最早見出されないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成 17 年基準改定時より段階的に導入し、平成 22 年基準改定時までに実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、月次の「サービス産業動向調査」では捉えきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基	内閣府	平成 17 年基準改定までに結論を得る。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための統計整備、個人企業の活動把握などに資する統計の整備、企業統計を事業所ベースに変換するコンバーターのあり方、公式な労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などにつき、具体的な結論を得る。</p> <p>○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格（生産者価格・基本価格・購入者価格等）の概念と、利用する価格指数のそれについて整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。</p>		
エ 四半期推計（QE）に関する諸課題	<p>○ GDP 統計の改訂要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョン・スタディ」を早急に実施して、「改訂幅」の大きさの評価やその原因究明を図る。</p>	内閣府	平成 21 年度中に実施する。
	<p>○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法のメリット・デメリットを検討する。</p>	内閣府	平成 22 年度末まで 1～2 年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
	<p>○ QE 推計に用いる基礎統計（「家計調査」、「法人企業統計季報」等）には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが QE の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、基礎統計のノイズ処理について検討し、可能なものから実施する。</p>	内閣府	検討は平成 21 年度中に行う。
	<p>○ QE 推計に利用する基礎統計の最適な選択（需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む）について検討する。</p>	内閣府	平成 21 年度中に検討する。
	<p>○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、QE と確報の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①QE と確報に用いる基礎統計間の関係の整理（例：工業統計と経済産業省生産動態統計の乖離縮小）、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録の活用等の課題について検討する。</p>	内閣府	平成 21 年度から順次、検討する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 内閣府は、QE 推計で用いている「生産動態統計」の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、「生産動態統計」と「工業統計」をリンケージした、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	内閣府、経済産業省	平成 21 年度末までに実施する。
	○ ①QE で提供される情報の充実（分配面の情報の充実等）、②長期時系列計数の提供等、GDP 統計に対する利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成 21 年度から検討する。
	○ 内閣府等と協力し、QE の精度向上に資するよう「家計消費状況調査」の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	○ 「法人季報」の資本金 1000 万～2000 万円の標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、中央政府だけでなく地方分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成 25 年度末までに結論を得る。
	○ 「政府最終消費」の中の「雇用者報酬」を推計するために、四半期ベースの公務員数、賃金の情報が必要である。中央政府分については、内閣府は、関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用により把握することが出来ないかを検討する。地方政府分については、総務省が四半期ベースで標本調査を実施することを検討する。	内閣府、総務省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	○ 生産面からの QE 推計を検討するとともに、当面は、QE 推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心として検討する。	内閣府	平成 22 年以降、順次検討する。
	○ 「毎月勤労統計調査」の 5～29 人事業所の調査において、標本替えを工夫することで、所定内給与等の断層をなくすための取組を検討する。	厚生労働省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	○ 「毎月勤労統計調査」の離職事由を「解雇、退職」、「転勤等」に分離すること等により、企業を退職した人の比率を把握する工夫を検討する。また、「毎月勤労統計調査」で退職金を調査することを検討する。	厚生労働省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの QE 推計を行うことを検討する。	内閣府	平成 25 年度末までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) ビジネスレジスタの構築・利活用	○ 「経済センサス-活動調査」の中間年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確に捉え、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする「経済センサス-基礎調査」を引き続き実施する。	総務省	平成 26 年度
ア 母集団名簿情報の的確な整備	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的実施する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成立届の行政記録情報から事業所等の新設・廃止等を把握することを検討する。さらに、本社の名称・所在地等の情報については、電子化の状況を踏まえて、データの有用性や費用対効果などを事前に十分に検証した上で利用する方向を検討する。	総務省	平成 22 年から検討する。
イ ビジネスレジスタの充実と拡張	○ センサス型調査を対象として、「工業統計調査」等の出荷額等の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する「法人企業統計調査」の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスタの情報源として利用することについて、各所管省との検討を開始する。	総務省	平成 21 年度から検討する。
	○ EDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の情報をビジネスレジスタに収納することを検討する。併せて、EDINET の情報とビジネスレジスタの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。 （「第 3 1 (1) ア WG の審議で行政記録を活用すべきとされた統計調査」と関連）	総務省 財務省	平成 21 年度から検討する。
	○ 特許庁の協力を得て産業財産権の企業出願人の名称・所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスタに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	○ 事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コード（JASTPRO コード）（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照合を行うにあたり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成 21 年度から検討する。
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に	○ 「社会保障給付費」について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準（SNA、ESSPROS、SOCX、SHA など）に基づく統計との整	厚生労働省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
示す統計の整備	合性の向上について検討する。		早期に結論を得る。
(4) 医療費に関する統計の国際比較性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロで捉える統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
(5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計（GFS）について、総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、主要項目について推計・公表するように取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は他制度部門にも共通する課題であり、関係府省等の協力を得つつ、これらの課題に取り組むとともに、推計方法等を検討し、推計・公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。
	○ 総務省はじめ関係府省等の協力を得て、中央政府の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータを当該2桁分類に分類し、地方政府の項目については、「地方財政状況調査」（総務省）の分類と対応が取れる項目の整備や、対応がとれない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
(6) ストック統計の整備	○ 恒久棚卸法（PIM）を中心とする標準的な手法によってフロー量（投資）と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」、及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時に導入を目指す。
	○ その後も、固定資本ストックマトリックスの更なる精度向上に努めるとともに、93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	平成22年基準改定時に実施する。
	○ 物的ストック調査としては、「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）があり、土地及び法人所有の建物については金額評価の推計が行われている。その物的アプローチとPIMは代替物ではなく補完的である。総務省の協力を得て、	内閣府、国土交通省	平成22年基準改定時に実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両アプローチによる推計値の相互の精度検証を行う。		
	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、「民間企業投資・除却調査」（うち投資調査）において資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。
	○ 生産的資本ストック及び純資本ストックを測定するためには、資産別経齡プロファイル（経齡的な効率性及び価格変化の分布）をとらえる必要があり、「民間企業投資・除却調査」（うち除却調査）の調査結果の蓄積とともに、行政記録情報や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、「国富調査」による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時までに結論を得る。
	○ 現行では企業ベースの統計に依存して設備投資の産業格付けが行われていることが多いが、企業－事業所変換、あるいはより直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法を関係府省等の協力を得て検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時にまでに結論を得る。
(7) 統計基準の設定 ア 「日本標準産業分類」	○ 新統計法附則第 3 条が規定する準備行為として、「日本標準産業分類」を引き続き統計基準として設定し、公示する。 なお、改定に当たっては、国際産業分類（ISIC）との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成 20 年度中に措置する。
イ 「疾病、傷害及び死因の統計分類」	○ 新統計法附則第 3 条が規定する準備行為として、「疾病、傷害及び死因の統計分類」を引き続き統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成 20 年度中に措置する。
ウ 「日本標準職業分類」	○ 「日本標準職業分類」は、職業区分を用いている 38 調査の大半（約 7 割）についての適用が定着している現状、また、各種統計の比較可能性を向上させる観点から、新たな統計基準として設定する必要がある。	総務省	平成 21 年度前半までに措置する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	したがって、平成 22 年国勢調査の実施に間に合うように統計基準として設定し、公示する。		
エ 「季節調整法の適用にあたっての基準」	○ 「季節調整法の適用にあたっての基準」は、季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省におけるこれまでの季節調整法の適用における運用実績を踏まえ、見直しを行った上で、新たな統計基準として設定する必要がある。 したがって、現行基準の見直しを進め、統計基準として設定し、公示する。 なお、各府省は、当該統計基準が公示されるまでの間、現在の「季節調整法の適用にあたっての基準」に基づく運用に引き続き努める。	総務省  各府省	平成 22 年度中に措置する。
オ 「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」	○ 「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」は、指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省におけるこれまでの指数の基準改定の実績を踏まえ、見直しを行った上で、新たな統計基準として設定する必要がある。 したがって、現行の基準の見直しを進め、統計基準として設定し、公示する。 なお、各府省は、当該統計基準が公示されるまでの間、現在の「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」に基づく運用に引き続き努める。	総務省  各府省	平成 21 年度中に措置する。
カ 「日本標準商品分類」等	○ 「日本標準商品分類」については、サービスの取扱について、十分に検討することが重要である。また、「従業上の地位に係る分類」は、国際分類は存在しているものの、我が国においては当該分類の研究がこれまで進んでいない状況にある。 このため、「日本標準商品分類」にサービスを含めるか否かについて、また、従業上の地位に係る分類等について研究を進め、併せて統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、改定を行う場合には、中央生産物分類（CPC）との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成 23 年度中に設定の可否を決定する。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に	○ 情報通信業の分野において、総務省（情報通信国際戦略局）が実施する統計調査については、「経済産業省企業活動基本調査（以下、企業活動基本調査）」と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計（仮称）」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の	総務省、経済産業省	平成 22 年を目途として行う。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
関する事項	共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。		
(1) サービス活動に係る統計の整備・充実 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 「通信利用動向調査」の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成 21 年度から検討する。
イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 「知的財産活動調査」について、結果精度を向上させる観点から、回収率の向上方策、調査票の改善、外部委託の在り方を検討する。	特許庁	平成 23 年度までに結論を得る。
	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスフレームの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成 23 年度までに結論を得る。
	○ 平成 27 年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと 5～6 年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データが、速やかに構築されることに向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成 24 年度までに結論を得る。
	○ 人的資産への投資に関する統計の整備について、企業における能力開発（教育・研修）に関連する投資額を把握するため、「経済産業省企業活動基本調査」において所要の調査項目の設定について検討する。	経済産業省	平成 21 年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切に捉えるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、①各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究、②サービスの質の実態把握と評価が困難な分野（医療・教育、警察・司法など）に焦点を合わせた国民的需要に関する調査、を実施するための研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
エ 企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備	○ 「工業統計調査」、「商業統計調査」、「特定サービス産業実態調査」等において、本社と各支社（事業所）における主要なサービス活動について、機能別にサービス活動の水準を捉えることについて、基本計画期間内の実施を目途に検討する。	経済産業省	平成 25 年度を目途に実施する。
	○ 平成 22 年「企業活動基本調査」において、業務の外部委託状況に関し、委託先区分（企業グループ内外、国内・国外別）を把握すること及び事業連携についても、相手先ごとに連携内容を適切に設定し、取組の有無と件数を把握することの可能性について検討を開始する。	経済産業省	平成 21 年度から検討する。
	○ 平成 21 年「経済センサス-基礎調査」に基づいて把握した純粋持株会社の全てを対象として、平成 23 年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成 26 年に実施予定の「経済センサス-基礎調査」で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成 23 年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成 23 年中に結論を得る。
	○ 女性の就業（就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期（調査計画の承認申請を行う時期を指す。以下同じ。）までとする。）結論を得る。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	○ 「住民基本台帳人口移動報告」において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」における集計の充実（性、年齢各歳別人口；世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数；世帯主との続柄別人口；性・年齢別国籍移動数など）について、早期に結論を得られるよう、地方公共団体の意見も聞きつつ検討する。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」における作成時期（現行は3月末）について、早期に結論を得られるよう、地方公共団体の意見も踏まえた上で、見直しを検討する。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「人口動態統計」における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	平成 21 年中に結論を得る。
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備・充実 ア 家計・個人消費に関する統計の充実	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。	総務省	平成 23 年中に結論を得る。
	○ 「平成 21 年全国消費実態調査」に向けて検討されているモニター方式の調査の結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成 25 年中に結論を得る。
イ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備	○ 「社会生活基本調査」において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関し、調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。
ウ 「国民生活基礎調査」の充実	○ 「国民生活基礎調査」の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 「国民生活基礎調査」で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成 23 年中に結論を得る。
(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備・充実 ア 学校教育関係統計の整備	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等）において、より客観的な基準の設定等、統計結果の比較性向上策について検討する。	文部科学省	平成 21 年中に結論を得る。
	○ 「学校基本調査」又は「学校教員統計調査」において、週間勤務日数別、教科別の非常勤教員数、非常勤教員の免許外教科の担当状況を把握する項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成 23 年中に結論を得る。
	○ 「学校保健統計調査」において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加、及び、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成 22 年中に結論を得る。
イ 社会教育関連統計の整備	○ 社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況の把握に関し、「社会教育調査」とこれに関連する統計調査間の役割分担を整理した上で、所要の改善を行うことについて検討する。	文部科学省	平成 23 年中に結論を得る。
ウ 教育機能の総合的把握	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。
	○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計について検討する。	文部科学省	平成 25 年中に結論を得る。
	○ 学校外学習の実態把握の観点から、「子どもの学習費調査」において「塾への通学頻度」、「進路希望」などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成 22 年中に結論を得る。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
(5) 新たな分野の統計の整備	○ 気候統計（気温、降水量、降雪量、異常気象、平年値、平年からの乖離度とそのトレンド、地域間のばらつきの指標など）の整備を推進する。	気象庁	平成 21 年度から実施する。
ア 環境統計の段階的な整備	○ 気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。また、関係府省と協力して、この数年内に、気候変動による被害（人間、農作物、建築物等）に関する統計を整備する。	環境省	平成 21 年度から実施する。
	○ 新設の「エネルギー消費統計調査」の調査項目や精度が、政策立案に十分であるかどうかについて、回収率、調査結果等から十分に吟味・検討する。	資源エネルギー庁	平成 21 年度から検討する。
	○ 総務省（統計局）は、環境省と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態（電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等）と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省	平成 21 年度から実施する。
	○ 新エネルギー関連の一次統計については、必要に応じて適宜データを精査し、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省	平成 21 年度から検討する。
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について早期化に努める。そのためには、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計についても前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるような努める。	資源エネルギー庁、関係府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 廃棄物・副産物の把握に関する統計をいかに整備するかについて、検討する場を設ける。	関係府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 総務省（政策統括官（統計基準担当））及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表を充実についての検討を開始する。	環境省	平成 21 年度から実施する。
	○ 総務省（統計局）を始め関係府省と協力して、この数年内に環境統計と経済社会領域統計（人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等）を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成 21 年度から検討する。
イ 観光に関する統計の整備	○ 「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」について充実・整備を図る。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるように、必要な調整を行う。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。
	○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定（TSA）の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定（TSA）の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。
(6) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて、新たな統計情報の作成に向けて、検討を開始する。	財務省	平成 21 年度から検討する。
	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映させる。	財務省	平成 21 年度から検討する。
	○ 海外子会社について、国内親会社に対する一括調査を基幹統計調査として実施することの可能性について、検討する。	経済産業省	平成 21 年度から検討する。
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、「登録外国人統計（在留外国人統計）」及び「出入国管理統計」における集計の充実（毎年次、性・年齢各歳別人口、配偶関係別人口、性・年齢・世帯人員別世帯数（+国籍別）；在住期間別）について検討する。	法務省	平成 25 年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。
	○ 「人口動態統計」における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成 21 年中に結論を得る。
(7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 「労働力調査」等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討するものとする。	各調査の実施府省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 23 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。
	○ 労働時間を捉えた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、「社会生活基本調査」において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 「雇用動向調査」等を元にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成 24 年末までに実施する。
	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、「毎月勤労統計調査」や「賃金構造基本統計調査」と、「工業統計表」等とのリンケージを図るため、共通キーを持たせること等によって、employee-employer データを整備する。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
	○ 平成 22 年を目途に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査を毎年実施する。	厚生労働省	平成 22 年を目途に実施する。
	○ 総務省と協力して、地域別労働市場の政策立案と評価が可能となるような失業率指標の作成について、『雇用保険事業月報』に掲載の都道府県別（あるいは公共職業安定所管内別）の雇用保険被保険者数と受給者実人数を「就業構造基本調査」あるいは「労働力調査」の情報で補正して作成することを検討する。	厚生労働省	平成 21 年度から検討する。
	○ 「労働力調査」において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、「労働力調査」を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者・失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成 25 年度末までを目途に結論を得る。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計情報の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、 総務省	平成 21 年度から検討する。
(8)その他	○ 「平成 22 年国勢調査」の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、27 年以降の「国勢調査」において、更なる見直し・改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 *上記の検討に当たっては、①「住宅・土地統計調査」と「国勢調査」との関係や在り方の見直し、②「住宅・土地統計調査」への「住生活総合調査」の統合に係る是非及び可否、③ハードウェア面だけでなく、価格、購入者が誰か、経済状況等の経済・家族面を把握する、などの観点を踏まえる必要がある。	総務省 (関連：国土 交通省)	平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 「医療施設調査」及び「患者調査」について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成 23 年調査以降への行政記録等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 「犯罪被害実態（暗数）調査」におけるサンプル数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成 24 年調査の企画時期までに結論を得る。

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報の活用	○ 「経済センサスー活動調査」の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報を活用する。	総務省	平成 23 年度の「経済センサスー活動調査」において活用する。
ア WGの審議で行政記録を活用すべきとされた統計調査	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について、現行よりも詳細なデータの提供について地方公共団体の了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成 21 年度から具体的検討を開始する。
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。（「第2 2(2)イ ビジネスレジスターの充実と拡張」と関連）	財務省	平成 21 年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、リソースの負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、 経済産業省 等	平成 21 年度から具体的検討を行う。
イ 統計委員会の答申において行政記録の活用を検討すべきとされた統計調査	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において行政記録の活用を検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録の積極的な活用を検討する。	関係府省 (農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。
ウ 行政記録の調査の原則化	○ 取組の方向性を踏まえ、調査実施計画の策定の際、行政記録の有無・活用の効果等について事前に調査・検討する。 ○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
エ 保有機関における集計の	○ 作成機関が提供要請を行った行政記録について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態に	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
活用	<p>よる集計表の作成等を行うことを原則とする。</p> <p>なお、この場合の費用等は、基本的には作成機関が負担することとする。</p>		
オ 行政記録の活用に関する環境整備	<p>○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。</p> <p>① 行政記録の活用について、当該行政記録の保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策</p> <p>② 行政記録について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるか、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み</p>	総務省	平成 23 年度末を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用	<p>○ 「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用する。</p>	各府省	平成 21 年度から実施する。
ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等	<p>○ 「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。</p> <p>特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。</p> <p>① 国が行う多数の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査（国勢調査、経済センサス）</p> <p>② 一定の行政分野（日本標準産業分類上の大分類に該当する産業の所管分野等）又は生活分野に関する国の統計調査（標本調査）の母集団フレームを提供することを目的とした調査（農林業センサス、国民生活基礎調査等）</p> <p>③ 閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査等）</p>	各府省	平成 21 年度から左記方針で対応する。
	<p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。</p>	内閣府、総務省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成 22 年度から検討する。
	○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
2 統計リソースの確保・有効活用 (1) 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成 22 年度から検討する。
イ 各府省の取組	○ 新たな統計の整備・提供ニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者負担の軽減に加え、統計リソースの確保・有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、基本計画の実施に必要なリソースを確保するよう措置する。</li> <li>○ 業務の内容に応じた必要な人材の量（特に、実査、審査、集計部門において重要な要素）と質（特に、企画、分析・公表部門において重要な要素）のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、国家公務員としての勤務年数の多くを統計関連業務に従事する職員（以下「中核的職員」という。）の確保に努力する。</li> <li>○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源・指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
ウ 各府省の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における基本計画への予算・定員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等を行うための場を設置する。</li> <li>○ 上記の情報共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保・有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。</li> <li>○ 定員管理当局に対し、各府省が整備すべき統計の必要性等について、理解を得られるよう情報提供等の必要な働きかけを行う。</li> </ul>	総務省	平成 22 年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省統計局の機能・リソースを最大限に活用する。また、統計調査を効率的に実施する観点から、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急ニーズが生じたときは、取組の方向性を踏まえ、行政記録及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数の府省の所管になる場合には、必要に応じ調整を図る。</li> </ul>	総務省、関係府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
(2) 実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画に基づき、地方統計機構の業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方のニーズも踏まえ、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乘せ調査（客体数、調査事項）を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 地方統計機構の機能をより充実させる観点から、都道府県の実状や意見も踏まえつつ、専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成 22 年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、所管する統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方統計機構が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体と共同し、統計調査員（統計調査指導員を含む。）の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成 21 年度から検討する。
	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 統計職員の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な確保・育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</li> <li>○ 府省間、国・地方、官・学の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進する。</li> <li>○ 統計を主管する局・部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。</li> <li>○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。</li> <li>○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、1次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や2次利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。</li> <li>○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図るとともに、各府省の研修ニーズと総務省統計研修所の研修カリキュラムの連絡・調整等の充実を図る。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
イ 国際社会において貢献できる人材の確保・育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣を含めた国際対応能力・経験の向上方策を推進する。</li> <li>○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
ウ 人材の確保・育成に向けた研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門性の高い人材の確保・育成に資するため、統計職員の有すべき専門知識・能力の目標設定、目標とされる知識・能力の獲得支援のための方策の策定などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。</li> </ul>	総務省、各府省	平成 22 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 基本計画部会の活動の一環として、各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省の統計整備・提供及び基本計画の見直しや、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府	平成 21 年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の意見・要望を把握するための掲示板機能の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した情報及び e-Stat の利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省の統計整備・提供等の充実を推進する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 個別統計の調査計画について、府省内の利用者や、有識者・報告者等の意見等を把握し、調査計画の見直しに活用する取組を継続・充実を図る。	各府省	平成 21 年度から実施する。
(2) 統計の評価・作成方法の見直し・効率化の考え方	○ IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	○ 所管する公的統計について、前記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化の余地を検討する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 各府省の自己評価結果を取りまとめ、その結果を新統計法第 9 条及び第 19 条の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成 22 年度から実施する。
(3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査の結果を利用することの有用性(国民生活等にどのように役立っているか等)や調査に協力しなかった場合に生じるおそれのある不都合などについて具体的に理解できるような広報を行うとともに、調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を各府省の協力を得て策定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	
	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 非協力者への対処方針	○ 各府省や実査部門等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成 21 年度に結論を得る。
	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	○ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。	総務省	平成 23 年度から実施する。
	○ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成 23 年度から実施する。
	○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童・生徒が関心を持つような分かりやすい教材として掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成 23 年度までに結論を得る。
	○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成 24 年度から実施する。
	○ リソースの許す範囲内で大学、社会人等に対する情報提供や講義など統計に対する理解・関心を深めるための活動を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
4 統計データの有効利用の促進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供 ア ガイドラインに基づく事務処理の実施	○ 「委託による統計の作成等に係るガイドライン」(仮称)及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(仮称)に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 利用可能な統計調査やサービスの周知	○ 毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次利用に関する年度計画を策定し、各府省のホームページ等で公表する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 各府省の策定した二次利用に関する年度計画及び前年度における各府省の二次利用の実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、新法第 55 条に基づく法の施行状況の報告と併せ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
ウ 制度の円滑な運用	○ 所管の基幹統計調査の中から二次利用の対象とする統計調査とサービス（オーダーメイド集計か、匿名データか、その両方か）を選択した上で、新法が全面施行される二次利用に係る事務処理を適切に開始する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえながら、順次、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスの拡大を図る。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 二次利用のニーズに適切に対応し、二次利用の制度を円滑に運営していく観点から、毎年度、統計リソースの確保について最大限の努力を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 各府省における二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえ、将来の二次利用の在り方について、統計データ・アーカイブと併せて検討する。	総務省	平成 24 年度から検討する。
	○ オンサイト利用について検討する。	総務省	平成 21 年度から検討する。
エ 制度に係る事務処理の支援	○ 上記ウの各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始・拡大を支援する観点から、政令規定法人の 1 つとして独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成 21 年度の早期に実施する。
(2) 統計データ・アーカイブの整	○ 統計データ・アーカイブの整備に向けた具体的な検討を行うため、各府省や政令規定法人、有識者、統計関連学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）を設置	総務省	平成 25 年度までに結論を得る

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
備	し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を検討する。		
ア 統計データ・アーカイブの整備	○ 統計データ・アーカイブの整備に当たって、総合科学技術会議や統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府	平成 25 年度に実施する。
イ 調査票情報の保管・管理方法	○ 上記アの統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管・管理できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報データ、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理方法等を内容とする調査票情報等の保管・管理に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成 22 年度までに実施する。
	○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管・管理する。	各府省	平成 23 年度から実施する。
	○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管・管理の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じるものとする。	総務省	平成 23 年度までに実施する。
5 その他	○ 毎年度、統計センターにおいて運用管理されている共同利用システム等を活用し、最適化計画に基づき、府省間でのデータ共有や提供を推進する。	各府省	平成 20 年度から実施する。
(1) 政府統計共同利用システム の活用等による 府省間でのデータ共有 や提供の推進	○ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組について、毎年度フォローアップを着実に実施し、取組内容の評価、改善を行うとともに、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題等の的確な把握等を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成 20 年度から実施する。
(2) 研究開発の推進 (情報通信技術の利活用等) と学会等との連	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための研究開発のコンソーシアムを形成し、SNA等の加工統計の構築プロセスなど、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
携強化	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府	平成 21 年度に実施する。
	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学界等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、プロジェクト型（公募型・競争型）による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備・提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し（3.（1）参照。）、上記各府省と学界等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学界等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府	平成 21 年度から対応する。
	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成 22 年度から対応する
(3) 中立性の確保	○ 3.（2）で策定するガイドラインに、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の事前情報を共有する範囲・手続等についても規定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	○ 上記ガイドラインを踏まえ、結果の公表に併せて調査の方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。 ○ 公表日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を限定する内規を整備し、公開する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 新統計法において公表期日以前に基幹統計を漏らすことが禁止されていることを周知徹底する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

「第4 基本計画の推進・評価等」部分

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を設置し、基本計画に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取り組みを取りまとめ、新統計法(以下「法」という。)第 55 条第 2 項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために法第 55 条第 3 項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成 22 年度から実施する。
	○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。	内閣府(統計委員会)	平成 22 年度から実施する。
	○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。	内閣府(統計委員会)	平成 22 年度から実施する。

## 1 現行の指定統計で基幹統計とすべき統計

(1)現在、指定統計として実施されており、引続き基幹統計として実施することが適当な統計

府省名	統計名
総務省	住宅・土地統計、労働力調査、小売物価統計(消費者物価指数を含む。)、家計調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、全国物価統計、社会生活基本統計、経済構造統計
財務省	法人企業統計
文部科学省	学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査
厚生労働省	人口動態調査、毎月勤労統計調査、医療施設統計、患者調査、賃金構造基本統計、国民生活基礎統計
農林水産省	農林業センサス、作物統計、海面漁業生産統計、漁業センサス、農業経営統計
経済産業省	工業統計調査、商業統計、ガス事業生産動態統計、石油製品需給動態統計、商業動態統計調査、特定サービス産業実態統計、経済産業省特定業種石油等消費統計、経済産業省企業活動基本統計
国土交通省	港湾調査、自動車輸送統計、内航船舶輸送統計、建築着工統計、建設工事統計、法人土地基本統計

(2)新たな基幹統計として統合[共管]することが適当な統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省所管の生産動態統計調査と調査項目、用語等の統一化を図り、各省それぞれが所管する生産動態統計調査として再編・整理を検討する。	平成21年度 早期に所要 の検討を開始 し、25年度ま でに整備を図 る
農林水産省	牛乳乳製品統計、木材統計		
経済産業省	経済産業省生産動態統計		
国土交通省	造船造機統計、鉄道車両等 生産動態統計調査		

## 2 新たに基幹統計として整備すべき統計

府省名	統計名	必要性等、具体的措置等	実施時期
総務省	現在推計人口（加）	<p>「国勢調査」間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、「国勢調査」、「人口動態統計」、外国人統計、国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計である。また、各種政策を策定する上での基礎データや（人口当たりの）統計指標の分母人口として活用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、本統計を基幹統計に指定し、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。</p>	平成 23 年度までの整備に向けて、22 年度から所要の準備を開始する。
総務省等 10 府省庁	産業連関表（基本表）（加）	<p>総務省を始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p>	平成 22 年表の整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。
財務省	貿易統計（業）	<p>貿易統計は、条約（経済統計に関する国際条約議定書及び附属書並びに 1928 年 12 月 14 日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約に関する議定書及び附属書（昭和 27 年条約第 19 号））及び関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 102 条に基づき作成されているいわゆる業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、極めて重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、貿易統計は、税関に提供された輸出入申告の内容を基礎データとして作成する業務統計であり、貿易手続の円滑化・簡素化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告項目の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠と</p>	平成 22 年度までの整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。

		なっている。業務統計である貿易統計については、作成及び活用の際して、これらの点について十分に配慮されるべきである。	
厚生労働省	完全生命表／簡易生命表 (加)	「国勢統計」、「人口動態統計」、「現在推計人口」を加工し、国民の生存、死亡、健康、保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療、保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。	平成 22 年度までの整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。
厚生労働省	社会保障給付費 (加)	国際労働機関 (以下「ILO」という。) が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて、作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。 なお、本統計を基幹統計に指定し、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。	別表の第 2 の 2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。
経済産業省	鉱工業指数(加)	鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産・出荷・在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向・設備投資分析等にも広く利用されており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。 なお、基幹統計の指定に当たっては、その範囲を指数系列のどこまでにするか、検討する。	平成 22 年度までの整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。

### 3 将来、基幹統計化を検討すべき統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
総務省	サービス産業動向調査(承)	調査開始(平成 20 年 7 月から)以降 3 年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化を図る。	調査開始以降 3 年程度をかけて、所要の検討後
	通信産業基本調査(承) 放送番組制作業実態調査(承)	経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)と連携して一元的に行うことが適当である。具体的には、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計(仮称)」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る共管調査を実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	平成 22 年を目途
農林水産省	食料品生産実態調査(承) 油糧生産実績調査(承) 米麦加工食品生産動態等統計調査(承)	上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)を一つの基幹統計として指定し、その下の農林水産省所管の生産動態統計調査として再編・整理を検討する中で、この 3 調査についてもその可能性を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成 25 年度までに結論を得る。
経済産業省	海外事業活動基本調査(承)	今後の精度向上を確認し、基幹統計化を図る。	平成 23 年度までに結論を得る。
	外資系企業動向調査(承)		
	エネルギー消費統計調査(承)	経済産業省特定業種石油等消費統計(指定統計)等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲をどのようにするか、併せて検討する。	平成 23 年度までに結論を得る。
	第 3 次産業活動指数(加) 産業連関表(延長表)(加)	1 次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	平成 24 年度までに結論を得る。
国土交通省	宿泊旅行統計調査(承)	観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把	平成 22 年度

	旅行・観光消費動向調査(承)	握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	までに結論を得る。
	法人建物調査(承)	密接な関係を有するため同時実施されて来ている法人土地基本統計(指定統計)と統合し、企業の不動産(土地、建物)ストックを把握する基幹統計として指定することを検討する。	平成 24 年度までに結論を得る。

#### 4 現行の指定統計のうち、基幹統計から除外すべき統計

府省名	統計名	理由	実施時期
経済産業省、厚生労働省、国土交通省	特定機械設備統計調査	これらの統計は、いずれも休止状態にあり、今後もその実施が見込めないことから、基幹統計から除外すべき。	平成 21 年度
経済産業省	商工業実態基本調査		
経済産業省	埋蔵鉱量統計	本調査は、昭和 25 年 8 月に指定統計として指定され、平成 16 年から 5 年周期の調査として実施されて来ているが、その重要性が低下して来ていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	平成 22 年度以降に到来する調査の実施時期まで

#### 5 現行の指定統計のうち、一定の検討が必要な統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
財務省(国税庁)	民間給与実態統計	民間給与実態統計については、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計であると認められる。 また、地方公務員給与実態調査については、約 300 万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度・	平成 21 年中に結論を得る
総務省	地方公務員給与実態調査		

		<p>運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計であると認められる。</p> <p>上記2統計については、国家公務員給与等実態調査（現在は届出統計）と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省政策統括官（統計基準担当）が関係府省の協力を得て、給与の実態に関する上記統計の位置付けに関して検討を行うことが適当である。ただし、検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する必要がある。また、これら3統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であると認められる。</p>	
国土交通省	船員労働統計	<p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法ではなく船員法が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。</p> <p>しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化している。例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>一方、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計」など、労働の需要サイド（企業・事業所）の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省政策統括官（統計基準担当）が関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行うことが適当である。</p>	平成21年中に結論を得る

注：1）（承）：承認統計、（届）：届出統計、（加）：加工統計、（業）：業務統計

2）新統計法の経過措置（附則第5条）により、現在の指定統計のうち、施行日において総務大臣が公示したものは、新法における基幹統計とみなされる。すなわち、総務大臣が公示したものは、施行日において、一旦それぞれ単独の基幹統計となる。